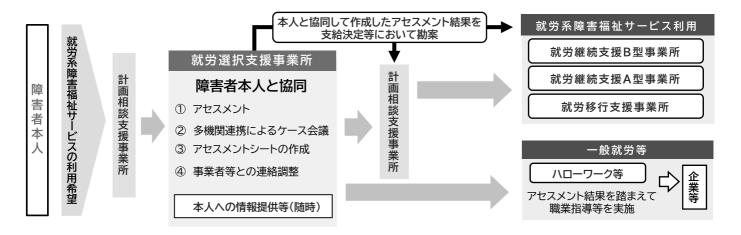
令和7年10月から開始された新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されました。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント) 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② **多機関連携によるケース会議** 利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ **アセスメントシートの作成** アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整 アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



就労選択支援の対象者

・ 就労移行支援や就労継続支援の利用を希望している方

就労選択支援の施行に伴い、令和7年10月から原則として、新規に就労継続支援B型を希望する場合は、「就労選択支援事業所によるアセスメント」が必要となりました。 (現在利用中の方は不要)

ただし、船橋市では、令和8年4月まで、就労選択支援を利用しない場合でも就労継続 支援B型を利用可能とします。

新たに就労継続支援B型を利用しようと考えている方 どのような就労先や働き方が自分に合っているのか迷っている方 など

市または相談支援事業所にご相談ください (照会先:船橋市障害福祉課047-436-2343)